



大府市議会議長
上 西 正 雄 様

議会改革・活性化特別委員会
委員長 鈴木 隆

報 告 書

平成25年5月

大府市議会 議会改革・活性化特別委員会

ごあいさつ

議会改革・活性化特別委員会は、平成23年6月28日、大府市議会の改革・活性化を強く進めていくとの共通認識の下、7人の委員でスタートしました。

設置に当たり、2年間を目途にという申し合わせをし、この約2年間、積極的な意見交換を重ねてきました。

まず、最優先課題として「政治倫理条例の制定」を議題として調査研究を重ね、平成24年第2回定例会において当委員会提出議案として「大府市議会議員政治倫理条例」を上程し、全会一致で可決されました。この条例は、当委員会が設置されたちょうど1年後の平成24年6月28日から施行されています。

その後も、当委員会の議会の改革・活性化という大きな使命を果たすため、各委員・各会派からの提案事項について、開かれた議会運営を目指し、実施可能な事項から実践していくことで一致し、先進地視察などを行いながら、優先順位を付けて調査研究を進めてきました。

その中で、大府市議会には先進地と比較しても遜色のないレベルの取組もあることを再認識し、議会改革・活性化のあるべき姿について、大府市議会独自の方法で検討することで一致しました。その背景には、議会基本条例の制定ありきではなく、個々の取組を積み重ねる中で、最終的に議会基本条例の制定の是非を研究すべきであるという委員全員の思いがありました。

そのため、まずは、一般質問における「一問一答」方式の導入、「反問権」の導入、議員個々の表決の公表、議員間討議、議会報告会・意見交換会等を個別に協議してきました。「一問一答」方式、「反問権」、表決の公表等については、平成24年度中に実施することができ、議員間討議や意見交換会も平成25年度には実施することが全会一致で確認されました。いくつかの課題について委員の皆様の合意形成ができたことに深く感謝申し上げたいと思います。

市民の皆様への情報公開についても、少しでも早く正確にとの思いから、「音声認識による議事録作成支援システム」の必要性を市長に訴え、導入に至りましたので、今後は、本会議録の早期公開、委員会の記録のホームページ等での公開に向けて進めていかなければならないと思っております。

議員定数については、当委員会として意見の集約はできませんでしたが、今後、議員定数の変更をする場合は、市民の意思を的確に反映できるよう早期に周知することが望ましいということは確認ができました。

約2年間で32回の会議を重ねた当委員会も、この報告をもって終了することとなりますが、議会の改革・活性化に終わりではなく、より「開かれた議会」となるよう、今後もこの取組を進めていくべきであると申し添えます。

最後に当委員会の調査研究活動に御協力いただいた全ての皆様へ感謝申し上げ、あいさつといたします。

議会改革・活性化特別委員会

委員長 鈴木 隆

目 次

あいさつ

1. 委員会の調査研究結果の概要

- (1) 議員の政治倫理に関する条例の制定について 1
- (2) 議会基本条例について 1
- (3) 音声認識による議事録作成支援システムの導入について 2
- (4) 各議員の個々の議案に対する賛否等を議会広報紙等へ掲載することについて . . . 2
- (5) 一般質問における「一問一答」方式の導入について 3
- (6) 「反問権」の導入について 3
- (7) 議員定数について 4
- (8) 議員間討議の促進について 4
- (9) 議会報告会、意見交換会等について 5
- (10) タブレット端末等について 5
- (11) その他 6

2. 委員会の経過 7

議会改革・活性化特別委員会委員名簿 15

当委員会は、平成23年6月28日、平成23年大府市議会第2回定例会の最終日において、「議会の改革及び活性化に関する諸問題の調査研究」を付託され、設置された。

本日までに延べ32回の委員会を開催したほか、8市の先進地調査を実施するなどして、調査研究を進めてきた。このたび、当委員会の調査研究を終了するに当たり、調査研究の結果を以下のとおり報告する。

1. 委員会の調査研究結果の概要

(1) 議員の政治倫理に関する条例の制定について

平成23年4月に執行された大府市議会議員選挙において、公職選挙法違反の容疑で2名の逮捕者が発生したほか、地方自治法で定められている議員の兼業禁止規定に関する疑惑が持ち上がるなど、平成23年は、議員の政治倫理に関する諸問題が立て続けに起こった年であった。

このような状況の下、当委員会では、大府市議会の改革及び活性化に当たっては、議員の政治倫理に関する条例の制定が最優先課題であるという認識で一致し、「大府市議会議員政治倫理条例」の制定に向け、調査研究を行った。

愛知県豊田市議会、愛知県高浜市議会などの先進事例を参考に条例案及びその運用案を検討し、市民からの意見聴取を経て、平成24年大府市議会第2回定例会に当委員会から「大府市議会議員政治倫理条例」案を提出した。条例案は、本会議における審議を経て、原案のとおり可決され、平成24年6月28日から施行された。

なお、条例成立後、当委員会において条例の逐条解説「大府市議会議員政治倫理条例の解説」を作成し、市議会ホームページ等で公表したので、条例の詳細については、これを参照していただきたい。

(2) 議会基本条例について

地方議会で制定が相次いでいる「議会基本条例」について調査研究を行った。

多くの「議会基本条例」では、後述する「反問権」「議会報告会」等について規定されているが、千葉県流山市議会、茨城県取手市議会への視察調査などを経て、当委員会においては、「議会基本条例の制定が目的となつてはならず、まずは、その中身となる議会の改革及び活性化を進めるのが先決であり、そのための十分な検討を経た後、議会基本条例制定の是非について検討するべきである」という意見で一致し、まずは、以降に述べるような議会の改革及び活性化に関する具体的事項の調査研究を優先することとなった。

(3) 音声認識による議事録作成支援システムの導入について

情報通信技術の進歩により、人の話す音声言語をコンピュータによって解析し、話している内容を文字データとして取り出すシステムが開発され、議事録を作成するためにこのシステムを導入する地方議会が年々増加している。

当委員会において、茨城県取手市議会への視察を始め、調査研究を行った結果、音声認識による議事録作成支援システムについては、次のような様々な効果が期待できるため、当市においても、早急に導入していくべきであるという意見で一致し、委員会として、市長に対し、当該システムに関する予算要望書を提出した。

- ① 本会議録や委員会記録の早期完成につながる。
- ② 委員会記録の質の向上につながり、積極的公開を目指すことができる。
- ③ 費用等の面で、会議数の増加、会議時間の増加に対応しやすくなる。
- ④ 事務局職員が議員の政策立案、調査の補助に向ける時間を増やすことが期待できる。

なお、このことについては、当委員会の調査研究状況を市長に尊重いただき、平成25年度大府市一般会計予算案に計上され、成立し、平成25年度中に導入されることが決定している。

(4) 各議員の個々の議案に対する賛否等を議会広報紙等へ掲載することについて

多くの地方議会において、個々の議案に対する議員ごとの賛否等を広報紙に掲載する取組が行われている。これは、個々の議員の賛否等を知りたいという有権者のニーズに応え、かつ、議員の政治的責任を果たそうとするものである。

当委員会では、原点に立ち返り、表決の方法、表決と議会の記録との関係について再確認を行い、議会広報紙と表決の関係、さらには、表決システムの導入についても調査研究を行った。

当市議会では、ほとんどの議案の採決は、原則どおり、起立又は挙手による方法で行っているが、起立又は挙手による表決の結果は、会議規則により、公式記録として会議録に記載することができない。しかし、現在、当市議会では本会議全ての映像を中継しており、事実上、個々の議員の賛否等は公開されていると言ってもよい状態にある。

議会広報紙はインターネット録画中継と同様、公式記録である会議録とは別のものという考え方に立てば、映像で確認できる範囲で、個々の議員の賛否等を議会広報紙に掲載することは、有権者のニーズに応える非常に有効な手段であると考えられる。

なお、このことについては、当委員会の調査研究状況を踏まえ、議会の広報を担当する「議会広報委員会」で協議され、平成24年大府市議会第4回定例会から、議員の態度の分かれた議案について、個々の議員の賛否等を「おおぶ議会だより」や市議会ホームページに掲載するようになった。

(5) 一般質問における「一問一答」方式の導入について

当市議会では、一般質問において、平成18年大府市議会第2回定例会から、従来の演壇の向かい側に質問席を設置し、事前通告した質問への答弁に対する質問（以下「再質問」という。）からは、市長以下、説明員と対面して実施している。

当市議会では、一般質問については、よりの確な答弁を期するため、事前通告制を採用しており、単に質問の要旨だけにとどまらず、質問者の意図、質問の趣旨を的確に伝え、限られた時間で密度の濃い一般質問を行うため、質問内容の全文を通告している。

そこで、この利点を生かしつつ、かつ、よりわかりやすい一般質問とするために、再質問以降を「一問一答」方式により行うことが望ましいという結論に達した。

委員会の中では、最初から対面方式で「一問一答」により行うべきであるという意見もあったが、最終的には、再質問以降から「一問一答」により行う方式が望ましいという意見で一致した。

なお、このことについては、平成25年大府市議会第1回定例会において、当委員会の調査研究状況を踏まえた大府市議会会議規則の一部改正案が議会運営委員会から提出され、成立し、同定例会の一般質問から実施された。

(6) 「反問権」の導入について

「反問権」と呼ばれる制度を導入する地方議会が増えている。「反問権」は、従来から地方議会に存在していたものではなく、その定義、内容がそれぞれの議会で様々であり、確立したものはない状況にあるが、大別すると、「質問の趣旨・内容の確認」であるとしている議会と、それにとどまらず、議員の考えをただす「逆質問」のようなものを想定している議会の二つに分けられるようである。

当委員会において、千葉県流山市議会への視察を始め、調査研究を行った結果、当市議会においては、「質問の趣旨・内容の確認」を認める「反問権」を導入していくべきであるという結論に達した。

このような「反問権」の導入は、先に述べた「一問一答」方式の導入と相まって、一般質問がより深く、よりわかりやすいものとなることが期待される。

委員会の中では、市長以下の説明員から、議員の考えをただす「逆質問」のような「反問権」を認めていくべきではないかという意見もあったが、そもそも一般質問とは、議員が市長始め執行機関に対して行うものであるという意見もあり、最終的に、議員の考えをただす「逆質問」のような「反問権」については、時期尚早という結論に達した。

なお、市長以下の説明員からの「質問の趣旨・内容の確認」を認めることについては、当委員会の調査研究状況を踏まえて、平成25年大府市議会第1回定例会から実施された。

(7) 議員定数について

議員定数は、議会の在り方に関わる大きな問題であることは言うまでもない。当委員会においては、議員定数についても、全国及び県内の各市の議員定数について調査を行い、当市にふさわしい議員定数は何人なのか、調査研究を行った。

調査研究の過程において、委員からは、議員の職務、報酬、議員及び議会の活動状況を始め、将来の議員となる人材の確保等、様々な課題について、活発な意見が交わされた。

当市にふさわしい議員定数については、議会の機能の低下を危惧し、現在の21人よりも減じるべきでないという意見もあったが、全体としては、現在の21人よりも少ない議員定数がふさわしいという意見が多数を占めた。その中においては、18人がふさわしいという意見と20人がふさわしいという意見の二つがあった。18人がふさわしいという意見は、「市民の声であり、議員の選挙公約である」というものや、三つの常任委員会の定数を均等に減じることができ、各委員会内の議論の促進が期待できるというものであった。次に、20人がふさわしいという意見は、市内にある10の自治区を意識した、地域のバランスを重視したものであった。

しかしながら、いずれの意見も委員会の中で過半数を占めるに至らず、当委員会として最終的な意見の一致をみることはできなかった。

今後、議会に議員定数条例の改正案が提出されるなどの動きが予想されるが、選挙の直前になって議員定数が変動することは、立候補を予定している者、特に新たに市議会議員となることを志す者に対し、あまりに影響が大きく、好ましいことではないと考える。よって、議員定数条例の改正案を提出する場合は、十分な周知期間が確保されなければならないと考えている。

(8) 議員間討議の促進について

地方議会では、議員間討議の促進の必要性が叫ばれている。今までの地方議会は、市長に対するチェック機関としての議案、予算、決算の審議に重きが置かれ、議会の審議は、議員と執行機関のやり取りが中心となっていた。しかし、今更言うまでもなく、議会は、合議制の議事機関である。地方分権の時代において、議会及び議員には政策立案や政策提言の役割が、議会には機関としての意思の決定などの役割がより強く求められるようになってきている。

当市議会においても議員間の議論は行われており、当委員会においても、活発に委員の間で議論が行われた。しかし、常任委員会においては、どちらかと言えば、チェック機関としての議案審議に重きが置かれ、議員間の討議の仕組みが確立していない。例えば、常任委員会で視察を実施した後に、現地で意見交換するだけにとどまらず、後日、常任委員会を開催して意見交換を行うことで、常任委員会をもっと活性化させることができる。当委員会は、まずは、委員会の視察実施後の意見交

換から取り組んでいくべきであるという意見で一致した。

地方自治法の改正により、委員会にも議案提出権が認められるようになり、委員会から条例案や意見書案を提出する道が開かれた。当委員会から「大府市議会議員政治倫理条例」を提出したように、議員間の討議を経て、各委員会から議案や意見書案が提出されるようになることを期待している。

(9) 議会報告会、意見交換会等について

議会広報の取組の一つとして、「議会報告会」に取り組む地方議会が増えている。その具体的な内容は様々であるが、どの報告会にも共通するのは、議会で行われた審議の内容を、議会という機関として市民全般を対象に報告するというものである。

また、一方では、議会広聴の取組の一つとして、市民全般あるいは市民団体との間の「意見交換会」に取り組む地方議会も出てきている。

現在、当市では、市民への議会報告会や意見交換会については、会派ごと、議員ごとに行われているものの、そのような機会を議会が機関として設けることはしておらず、議会の広報や広聴は、議会だよりやホームページ等が中心となっている。

当委員会においても、愛知県犬山市議会を始め、複数の先進地を調査し、「議会報告会」や「意見交換会」について調査研究を行った。

まず、「議会報告会」については、取り組んでいる多くの議会で、参加者が少なかったり、減少傾向にあったり、また、市民の求めるものと差があったりと、どの議会でも課題を抱えているようであった。したがって、「議会報告会」の実施には、まだ多くの課題が山積しているものと考えられる。

次に、「意見交換会」については、「議会報告会」と比べ、市民の要望や地域の課題を把握するという意味で、おおむねどの議会でも成果を上げているようであった。

したがって、当市議会において検討すべきことは、市民の要望や地域の課題を把握するための「意見交換会」である。その中でも効果が大きく、早期に実行可能なものは、常任委員会ごとに行う関係団体等との意見交換会であると考えられる。当委員会は、まずそれに取り組むべきであるという意見で一致した。

(10) タブレット端末等について

情報通信技術の進歩により、携帯型情報通信端末、いわゆるタブレット端末の低価格化、普及が進んでおり、三重県鳥羽市議会や愛知県犬山市議会のように、議場への持ち込みを認める地方議会も出てきた。

このタブレット端末については、専用のソフトウェアの導入により表決システムとして活用すること、インターネットを利用して会議録、例規類集、他市の事例等の検索に使用すること、議案等の資料の電子化による議会のペーパーレス化を図ることなど、様々な利活用が期待できる。また、従来のノート型パーソナルコンピュータ

に比べ、キーボードの入力音が発生せず、議事の妨げになるおそれが少ないという利点がある。

その反面、通信機能を始めとする様々な機能から、会議規則や傍聴規則など議会の規律との調整が必要であり、通信環境の整備や費用対効果等、検討すべき課題が多いと考える。

しかしながら、近い将来、タブレット端末を一人一人が所持することが当たり前の時代が到来すると思われる。今後の情報通信技術の進歩等、時代の状況を注視しながら、情報通信機器の議会の規律との調和を図る検討をしていく必要がある。

(11) その他

これまでに述べたもののほか、当委員会の調査研究状況を踏まえて実現できたことや、委員会で意見が一致したものがある。

実現できたこととしては、議案の市議会ホームページへの掲載が挙げられる。このことについては、当委員会の調査研究状況を踏まえ、市議会ホームページの管理を担当する「議会広報委員会」で協議され、議案の概要を記載した「参考資料」の掲載が次の議会から予定されている。この資料は議案そのものではないが、わかりやすく簡潔にまとまっており、議案そのものよりも効果的であると思われる。

次に、実現には至っていないものの、委員会として意見が一致し、今後への提言としたい事項として、まず、1点目として、視察来訪時の所管委員長等の同席が挙げられる。他の市町村議会等が当市に来訪された場合、議長又は副議長が歓迎の対応を行っているが、歓迎の対応にとどまらず、視察そのものに所管の委員長等が同席することを提案したい。これにより、他市町村の課題を知ることができ、そこから当市の新たな課題等の発見につながる効果が期待できる。

2点目として、各議員への各種通知文書等の電子化の促進が挙げられる。現在、市や市議会から議員へ送付される各種通知については、軽易なものは電子メールを活用しているが、依然として、紙媒体が中心である。情報格差（デジタルデバイド）の問題はあるものの、省資源化、情報の速達化の観点から、今後とも、各種通知の電子化に取り組んでいくべきである。

このように身近な改善・改革を絶えず続けていくことが、議会の改革及び活性化には欠かせないものと考ええる。

2. 委員会の経過

(1) 平成23年6月28日（火） 平成23年第1回（通算第1回）

- ・ 議会改革・活性化特別委員会は、平成23年大府市議会第2回定例会の最終日において、「議会改革及び活性化に関する諸問題」を調査研究付託案件として設置された。
- ・ 正副委員長の互選を行い、委員長に鈴木隆委員を、副委員長に柴崎智子委員を選任した。

(2) 平成23年7月13日（水） 平成23年第2回（通算第2回）

- ・ 委員会において調査・研究を行う事項の具体的内容について協議を行った。
- ・ 協議の結果、大府市議会の改革及び活性化に当たっては、議員の政治倫理に関する条例の制定が最優先課題であるとの認識で一致し、当面、議員の政治倫理に関する条例等についての調査・研究を優先して進めていくことになった。

(3) 平成23年8月18日（木） 平成23年第3回（通算第3回）

- ・ 前日に引き続き、委員会において調査・研究を行う事項の具体的内容について協議を行った。
- ・ 議員の政治倫理に関する条例等についての調査・研究を開始した。

(4) 平成23年10月5日（水） 平成23年第4回（通算第4回）

- ・ 議員の政治倫理に関する条例等についての調査・研究を行った。

(5) 平成23年10月6日（木）・7日（金） 先進地視察の実施

- ・ 議会運営委員会と合同で先進地視察を実施した。千葉県佐倉市議会、埼玉県戸田市議会、埼玉県和光市議会に委員7人全員を派遣し、次の事項について調査を行った。
 - ① 佐倉市議会の議会改革（議会基本条例・議会報告会等）への取組について
 - ② 戸田市議会の議会改革（一般質問の一問一答方式等）への取組について
 - ③ 和光市議会の議会改革（議会基本条例・議会報告会等）への取組について

(6) 平成23年11月10日（木） 先進地視察の実施

- ・ 先進地視察を実施した。愛知県高浜市議会、愛知県豊田市議会に委員7人全員を派遣し、次の事項について調査を行った。
 - ① 高浜市議会議員政治倫理条例について
 - ② 高浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例について
 - ③ 高浜市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
 - ④ 豊田市議会議員政治倫理条例について
 - ⑤ 豊田市議会議員政治倫理規程について

- (7) 平成23年11月25日（金） 平成23年第5回（通算第5回）
- ・ 先進地視察の結果報告を行い、意見交換を行った。
 - ・ 議員の政治倫理に関する条例等についての検討を開始した。
- (8) 平成23年12月12日（月） 平成23年第6回（通算第6回）
- ・ 議員の政治倫理に関する条例について検討を行った。
- (9) 平成23年12月22日（木） 平成23年第7回（通算第7回）
- ・ 山口広文委員が欠席したため、委員外議員の森山守議員からの発言の申出を許可した。
 - ・ 議員の政治倫理に関する条例について検討を行った。
- (10) 平成24年1月10日（火） 平成24年第1回（通算第8回）
- ・ 早川高光委員が欠席したため、委員外議員の酒井真二議員からの発言の申出を許可した。
 - ・ 議員の政治倫理に関する条例について検討を行った。
- (11) 平成24年1月13日（金） 平成24年第2回（通算第9回）
- ・ 大西勝彦委員が欠席したため、委員外議員の三宅佳典議員からの発言の申出を許可した。
 - ・ 議員の政治倫理に関する条例について検討を行った。
- (12) 平成24年1月26日（木） 平成24年第3回（通算第10回）
- ・ 議員の政治倫理に関する条例について検討を行った。
- (13) 平成24年2月7日（火） 平成24年第4回（通算第11回）
- ・ 議員の政治倫理に関する条例について検討を行った。
- (14) 平成24年2月17日（金） 平成24年第5回（通算第12回）
- ・ 議員の政治倫理に関する条例について検討を行った。
- (15) 平成24年2月23日（木） 平成24年第6回（通算第13回）
- ・ 議員の政治倫理に関する条例について検討を行い、大府市議会議員政治倫理条例の案を取りまとめた。
 - ・ 同条例案について、大府市長の定める「大府市パブリックコメント手続に関する要綱」の例に準じ、市民等からの意見聴取を行うことを決定した。

- ・ 同条例案について、市内10の自治区に委員を派遣し、その役員等から意見聴取を行うことに決定した。
- ・ 同条例案について、市長部局の法制担当課（企画政策課）職員に法制的観点からの意見を求めることに決定した（3月6日付けで依頼し、同月23日に回答を得た）。

(16) 平成24年3月1日（木）～31日（土） 意見聴取の実施

- ・ 大府市議会議員政治倫理条例の案について、大府市長の定める「大府市パブリックコメント手続に関する要綱」の例に準じ、大府市議会ホームページ、市内公民館等を通じ、市民等に対して意見聴取を行った。
- ・ 次の表に掲げるとおり、市内10の自治区に委員を派遣し、その役員等から同条例案について意見の聴取を行った。

派遣日	派遣先	派遣委員
平成24年3月12日（月）	大府自治区	鷹羽
平成24年3月21日（水）	吉田自治区	柴崎、山口、木下、早川
平成24年3月21日（水）	北崎自治区	鈴木、大西、鷹羽
平成24年3月22日（木）	共和東自治区	鈴木、大西、鷹羽
平成24年3月26日（月）	横根自治区	鈴木、大西、鷹羽
平成24年3月26日（月）	横根山自治区	鈴木、大西、鷹羽
平成24年3月27日（火）	長草自治区	柴崎、山口、木下
平成24年3月27日（火）	共和西自治区	柴崎、山口、木下
平成24年3月27日（火）	石ヶ瀬自治区	柴崎、山口、木下、早川
平成24年3月30日（金）	森岡自治区	柴崎、山口、木下、早川

(17) 平成24年3月21日（水） 平成24年第7回（通算第14回）

- ・ 意見聴取の実施状況について確認を行った。
- ・ 大府市議会議員政治倫理条例施行規程の案について検討を行った。

(18) 平成24年4月6日（金） 平成24年第8回（通算第15回）

- ・ 3月に実施した意見聴取の結果について確認を行った。
- ・ 市長部局の法制担当課（企画政策課）職員から寄せられた法制的観点からの意見について確認した。
- ・ 意見聴取等の結果を踏まえ、条例案の再検討を行った。

(19) 平成24年4月20日（金） 平成24年第9回（通算第16回）

- ・ 意見聴取等の結果を踏まえ、条例案及び条例施行規程案の再検討を行った。
- ・ 3月に実施した意見聴取に対する委員会としての回答について協議を行った。

(20) 平成24年4月24日（火） 平成24年第10回（通算第17回）

- ・ 意見聴取等の結果を踏まえ、条例案及び条例施行規程案の再検討を行った。
- ・ 3月に実施した意見聴取に対する委員会としての回答について協議を行った。

(21) 平成24年5月8日（火） 平成24年第11回（通算第18回）

- ・ 意見聴取等の結果を踏まえ、条例案及び条例施行規程案の再検討を行った。
- ・ 3月に実施した意見聴取に対する委員会としての回答について協議を行った。

(22) 平成24年5月16日（水） 平成24年第12回（通算第19回）

- ・ 意見聴取等の結果を踏まえ、条例案及び条例施行規程案の再検討を行い、委員会としての最終案を取りまとめた。
- ・ 大府市議会議員政治倫理条例の新規制定議案を委員会提出議案として次の議会（平成24年大府市議会第2回定例会）に提出することに決定した。
- ・ 3月に実施した意見聴取に対する委員会としての回答の内容を決定し、大府市議会ホームページ等を通じて公表していくことに決定した（6月18日から大府市議会のホームページに掲載した。）。

(23) 平成24年6月13日（水） 平成24年第13回（通算第20回）

- ・ 大府市議会議員政治倫理条例が成立した場合の課題、及び同条例の検討過程において出された課題について協議を行った。

(24) 平成24年6月21日（木） 平成24年大府市議会第2回定例会（最終日）

- ・ 平成24年大府市議会第2回定例会の最終日において、当委員会提出議案「大府市議会議員政治倫理条例の制定について」が上程された。委員長が代表して提案理由の説明を行い、質疑、討論を経て採決が行われた結果、全会一致で原案のとおり可決された。
- ・ 同日、定例会閉会后、議会運営委員会が開催され、議長より条例施行規程の案について、当委員会において検討した内容のとおり諮問がなされ、当委員会の案のとおり承認された。また、従来設けていた「大府市議会議員政治倫理要綱」「大府市議会議員政治倫理委員会規定」の廃止についても諮問がなされ、廃止されることが承認された（6月27日付けで廃止）。
- ・ 定例会閉会后の全員協議会において、委員会の進捗状況について報告を行った。

(25) 平成24年6月22日（金） 平成24年第14回（通算第21回）

- ・ 大府市議会議員政治倫理条例の逐条解説の検討を開始した。
- ・ 前回に引き続き、大府市議会議員政治倫理条例が成立した場合の課題、及び同条例

の検討過程において出された課題について協議を行った。

- ・ 今後の委員会において調査・研究を行う事項の具体的内容について協議を行った。

(26) 平成24年6月28日（木） 条例の公布、条例施行規程の制定・公表

- ・ 市長により、大府市議会議員政治倫理条例が公布され、同日、施行された。
- ・ 議長により、大府市議会議員政治倫理条例施行規程が制定され、同日、公表された。

(27) 平成24年7月12日（木） 平成24年第15回（通算第22回）

- ・ 大府市議会議員政治倫理条例の逐条解説の検討を行った。
- ・ 大府市議会議員政治倫理条例申し合わせ事項の改正案について検討を行った。

(28) 平成24年8月8日（水）・9日（木） 先進地視察の実施

- ・ 議会運営委員会と合同で先進地視察を実施した。茨城県取手市議会、千葉県流山市議会に委員7人全員を派遣し、次の事項について調査を行った。
 - ① 取手市議会の議会改革（議会基本条例）について
 - ② 流山市議会の議会改革（議会基本条例、ICT推進基本計画）への取組について

(29) 平成24年8月20日（月） 平成24年第16回（通算第23回）

- ・ 大府市議会議員政治倫理条例の逐条解説について検討を終えた。
- ・ 大府市議会議員政治倫理条例申し合わせ事項の改正案の検討を行い、委員会としての案を決定した。この案については、委員会終了後、議長に書面で報告を行った。（申し合わせ事項の改正案については、8月28日に開催された議会運営委員会において、議長より当委員会において検討した内容のとおり諮問がなされ、当委員会の案のとおり承認され、改正された。）
- ・ 議会運営委員会と合同で実施した先進地視察の結果報告を行い、意見交換を行った。なお、意見交換に当たっては、視察に議会運営委員として参加した深谷直史議員に委員外議員として出席を求め、その意見を聴いた。
- ・ 意見交換を行い、協議を行った結果、いわゆる「議会基本条例」の制定については、制定ありきではなく、その中身となるべき議会の改革及び活性化を先に進めていくべきであるという意見で一致し、その方向で進めていくことになった。
- ・ 今後の委員会において調査・研究を行う事項の具体的内容について協議を行い、調査研究するテーマとして、表決の方法、記録及び公表並びに表決システム、音声認識システム、一般質問における「一問一答」方式、一般質問における「反問権」、議員定数、議員間討議、タブレット端末等、議会報告会・意見交換会等について順に取り組んでいくことになった。
- ・ 音声認識システムについて、事務局に調査させることになった。

(30) 平成24年8月31日（金） 政治倫理条例逐条解説の公表

- ・ 大府市議会ホームページにおいて「大府市議会議員政治倫理条例の解説」を公表した。

(31) 平成24年10月9日（火） 平成24年第17回（通算第24回）

- ・ 音声認識システム、表決の方法、記録及び公表並びに表決システム、一般質問における「一問一答」方式、一般質問における「反問権」、議員定数について調査研究を行った。

(32) 平成24年10月26日（金） 平成24年第18回（通算第25回）

- ・ 音声認識システム、表決の方法、記録及び公表並びに表決システム、一般質問における「一問一答」方式について調査研究を行った。
- ・ 音声認識システムについては、調査研究の結果、大府市議会においても早急に導入すべきであるという意見で一致し、委員会として市長に対し、音声認識システムに関する予算要望書を提出することに決定した（同日、正副委員長から市長に手渡した。）。
- ・ 表決の公表については、調査研究の結果、議会だよりに賛否の分かれた議案における個々の議員の態度について掲載していくべきであるという意見で一致した。
- ・ 表決システムの導入については、調査研究の結果、今後、議会のICT化を含め、慎重に研究するべきであるという意見が多数を占めた。

(33) 平成24年11月13日（火） 平成24年第19回（通算第26回）

- ・ 一般質問における「一問一答」方式、一般質問における「反問権」、議員定数について調査研究を行った。
- ・ 一般質問における「一問一答」方式については、調査研究の結果、従来の大府市議会の運営方法を基本とし、現在、質問席で行っている2回目以降の発言を「一問一答」の方式により行う運営方法に変更するべきであるという意見で一致した。なお、その詳細な運営方法については、次回以降に引き続き調査研究していくことになった。

(34) 平成24年12月21日（金） 平成24年第20回（通算第27回）

- ・ 木下義人委員の欠席により、委員6人で調査研究を行った。
- ・ 一般質問における「一問一答」方式、一般質問における「反問権」、議員定数について調査研究を行った。
- ・ 一般質問における「一問一答」方式の詳細な運用方法について、委員会としての意見を取りまとめた。

- ・ 一般質問における「反問権」については、質問の趣旨・内容を確認するものとする意見が多数を占め、当委員会の意見とすることになった。
- ・ 「一問一答」方式の導入については、平成25年大府市議会第1回定例会において、議会運営委員会から大府市議会会議規則の一部改正案が提出され、成立し、同定例会の一般質問から実施された。
- ・ 「一問一答」方式の詳細な運用方法や「反問権」の取扱いについては、3月5日に開催された議会運営委員会において、議長より当委員会において検討した内容のとおり諮問がなされ、当委員会の案のとおり承認された。

(35) 平成25年1月24日（木） 平成25年第1回（通算第28回）

- ・ 鷹羽登久子委員が欠席したため、水野尊之議員に委員外議員として出席を求め、その意見を聴いた。
- ・ 議員定数について調査研究を行った。

(36) 平成25年2月1日（金） 先進地視察の実施

- ・ 先進地視察を実施した。愛知県犬山市議会に委員7人全員を派遣し、次の事項について調査を行った。
 - ① 犬山市議会の議会改革の取組について（議員間討議の促進、市民等との意見交換の場の設定、議場内へのパソコン（タッチパネル式パソコン）の持ち込み許可等について）

(37) 平成25年2月12日（火） 平成25年第2回（通算第29回）

- ・ 犬山市議会への先進地視察の結果報告を行い、意見交換を行った。
- ・ 議員間討議、タブレット端末等、議会報告会・意見交換会等について調査研究を行った。

(38) 平成25年2月28日（金） 平成25年第3回（通算第30回）

- ・ 議員間討議、タブレット端末等、議会報告会・意見交換会等、議員定数について調査研究を行った。
- ・ 議員間討議については、「テーマを決めて議論することとした場合」又は「議案審査の途中で議論の機会を設けることとした場合」、いずれの場合も場やルールの検討が必要であり、今後の検討課題である。しかし、視察実施後の意見交換のための委員会については、すぐにでも取り組むことのできる内容であるので、一度実施してみるべきであるという意見で一致した。
- ・ いわゆる「議会報告会」については、意見の分かれるところであり、実施を目指す場合でも、その内容についてまだ検討すべき課題が多いという意見で一致した。

- ・ 市民等との意見交換会については、どのような層を対象に、どのような頻度で、どのような議題で行うか、検討すべき課題がある。しかし、委員会が関係団体等と意見交換会を行うことについては、すぐにでも取り組むことのできる内容であるので、一度実施してみるべきであるという意見で一致した。
- ・ タブレット端末等については、持ち込みに積極的な意見と慎重であるべきという意見に二分されたが、積極的な意見を述べた委員も、持ち込みの許可に当たっては、一定のルールの検討が必要と考えており、公費での支給についても、消極的な意見であった。
- ・ 議案等のホームページへの掲載、他市議会からの視察時に視察項目を所管する委員長が同席することなど、犬山市議会への調査を経て、今後取り組みたいこととして提案された事項について協議を行った。
- ・ 大府市にふさわしい議員定数については、委員会の中で次のように意見が分かれた。

意 見	委員氏名（所属会派）
現在の21人から減らすべきではない	山口広文（日本共産党）
1人減の20人がふさわしい	早川高光（自民クラブ） 柴崎智子（公明党）
3人減の18人がふさわしい	大西勝彦、木下義人（市民クラブ） 鷹羽登久子（無所属・未来プロジェクト）

※委員長（鈴木隆）は議事進行のため意見を述べていない。

(39) 平成25年3月13日（水） 平成25年第4回（通算第31回）

- ・ 平成25年大府市議会第1回定例会において初めて行われた「一問一答」方式による一般質問について、意見を交換した。
- ・ 委員会の調査研究結果の報告書の内容について検討を行った。

(40) 平成25年3月27日（水） 平成25年第5回（通算第32回）

- ・ 委員会の調査研究結果の報告書の内容について検討を行った。
- ・ 報告書の最終的な調整については、正副委員長に一任することになった。

(41) 平成25年5月1日（水） 報告書の提出

- ・ 委員長から議長に、委員会の調査研究結果の報告書を提出した。

議会改革・活性化特別委員会委員名簿

職 名	氏 名	所 属 会 派
委 員 長	鈴 木 隆	自民クラブ
副委員長	柴 崎 智 子	公 明 党
委 員	大 西 勝 彦	市民クラブ
委 員	山 口 広 文	日本共産党
委 員	木 下 義 人	市民クラブ
委 員	早 川 高 光	自民クラブ
委 員	鷹 羽 登久子	無所属・未来プロジェクト

(備考)

正副委員長のほかは、議席番号順